



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第42号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 内水面漁管委告示 コイの放流等の禁止に関する指示（1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の放流について次のとおり指示する。

令和6年3月29日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、コイを放流してはならない。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合、養殖場から持ち出したコイを放流する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認されたコイを放流する場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため